最終更新日：2018年3月28日
日本エマージェンシーアシスタンス株式会社
代表取締役社長 吉田　一正
問合せ先：03-3811-8121
証券コード：6063
http://emergency.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、株主、サービス受益者、取引先、従業員、社会など全ステークホルダー（利害関係者）から信頼を得ることが、企業価値の持続的向上につながると認識しております。そのためには、経営の効率性と透明性を確保し、健全性の高い組織を構築することが必要不可欠であり、その実現のために、当社に適した正しいコーポレート・ガバナンスを構築することが極めて重要だと考えております。

従って、当社は、監査等委員会設置会社という現在の会社機関設計を選択するとともに、全ての役員及び従業員が当社の基本的な価値観や倫理観を共有するために「EAJのミッション」、「EAJ行動規範」等を制定し、周知徹底を図っております。

また「内部統制システムに係る基本方針」を定めるとともに、社内諸規程を制定し、これに従いつつ、効率性、透明性、健全性を確保した経営の実践を目指しております。

今後も業績と社会的責任の調和する誠実な企業活動を展開しながら、全ステークホルダーの利益にかなう経営の実現と企業価値の向上を目指して、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図って参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
吉田一正	802,000	32.49
ヴァンタークルーズヘルスサービスインク	294,400	11.92
白水秀樹	121,200	4.91
近藤仁	94,800	3.84
氷鉋健一郎	66,000	2.67
楽天証券株式会社	33,500	1.35
株式会社SBI証券	25,700	1.04
カブドットコム証券株式会社	24,700	1.00
スティーブ・アール	19,200	0.77
金子登	17,100	0.69

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月

業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
勝田　和行	他の会社の出身者											
三宅　秀夫	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
勝田　和行	○	○	―――	大手保険会社の取締役及び監査役、日本経営倫理学会理事を務めた経験と保険業界に関する豊富な知見を当社の監査等委員会体制に活かしていただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
三宅　秀夫	○	○	―――	公認会計士として大手監査法人に長年勤めてきた経験と、企業会計等に関する専門的な知識を当社の監査等委員会体制に活かしていただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会の職務を補助すべき使用人として内部監査室長を定めています。
内部監査室としての業務自体が独立性を求められているため、使用人の業務執行取締役からの独立性は確保されています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

常勤監査等委員と内部監査室は監査にかかる諸情報の情報交換を日常的に実施しており、また、内部監査室、常勤監査等委員及び監査法人は定期的な情報交換の機会を持ち、相互連携を図ることで、監査の充実に努めております。これらの情報についても、常勤監査等委員から監査等委員会に報告し、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の業績向上に対する意欲や士気を高め、会社の継続的な成長を確保することを目的としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社または当社子会社の取締役、使用人の業績向上に対する意欲や士気を高め、優秀な人材を継続的に確保することを目的としております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬等の総額が1億円以上のものが存在していないため、個別報酬の開示はしておりません。
なお、当社取締役の報酬は総額により開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社役員の報酬等の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、業績、財務状況及び経済情勢を考慮の上、決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

当社は、監査等委員の職務を補助すべき使用人として内部監査室長を定めております。
監査等委員会監査については、各監査等委員が取締役会に、常勤監査等委員がその他社内会議に出席するほか、主として常勤監査等委員が各取締役や重要な使用人との面談及び各事業部門に対する監査を通じて、取締役の職務執行について監査を行うとともに、その結果を監査等委員会に逐一報告することで、他の監査等委員である社外取締役に監査結果の共有を図っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、経営の効率性と透明性を高めることを目的として、取締役8名で取締役会を構成しております。取締役会は毎月一回定例取締役会を開催するとともに、迅速な意思決定を確保するために、必要に応じて適宜、臨時取締役会を開催することにしております。

取締役会においては、法令や定款、及び社内諸規程に基づき、経営方針の決定、経営に関する重要事項の決議、業務進捗状況の報告、各取締役の職務執行の監督などを行っております。

また当社は、監査等委員会設置会社であり、社外取締役2名を含む3名の監査等委員（うち常勤監査等委員1名）で構成しております。各監査等委員が取締役会に、常勤監査等委員がその他社内会議に出席するほか、各取締役や重要な使用人との面談、及び社内各部署の業務監査を通じて、取締役の職務執行について監査を行っております。

また、代表取締役直轄の独立機関として内部監査室を設置し、専任者1名が担当しております。

さらに、内部監査計画に基づく内部監査室の定期監査や、必要に応じて実施する特別監査を通じて、これらの内部統制が有効に機能していることを確認しております。

当社の内部統制システムについては、取締役会において内部統制システムの基本方針を決議しております。また、業務を適切かつ効率的に執行するために、社内諸規程により決裁者、決裁基準を明確に定めております。さらに、一部署で業務が完結することがなく、必ず複数部署の関与が生じ内部牽制が働く組織、業務分掌としております。

当社の会計監査につきましては、有限責任あずさ監査法人との間で監査契約を締結しております。監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員業務執行社員　栗栖孝彰
指定有限責任社員業務執行社員　大谷はるみ
(注) 継続監査年数につきましては、両名とも7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成
公認会計士6名 その他3名

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、会社規模、業務内容に最適な体制を組み、実質の効果を求めていく方針であります。複数の社外取締役を含む監査等委員が取締役会における議決権を有することにより、経営の監督機能の実効性を高めることができると考え、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知の発送については、早期発送の実現に努めていく方針としております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を避け、株主総会に一人でも多くの株主が出席できるように、開催日の設定を考慮していく方針としております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに8月に定期的説明会を実施	あり
IR資料のホームページ掲載	IR情報：http://emergency.co.jp/ir/（決算短信、決算説明資料）	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR室を主担当部署とし、IRに関する対応を行っております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	決算説明会の実施や当社ホームページへの決算短信ほか適時開示資料の掲載等を通じて、ステークホルダーに対して積極的な情報発信を行い、当社の事業内容やビジネスモデルの理解促進に積極的に取り組んでおります。
その他	＜女性の役員への登用状況＞ 当社は女性の役員が1名、監査等委員として就任しております。 また、2017年度末で女性社員比率が71%、女性管理職比率が55%と女性比率が高くなっております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社は、取締役および社員、その他の従業員が法令および定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるための行動規範を示した「ＥＡＪ行動規範」に基づき、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行い、取締役および使用人が一丸となって法令遵守の徹底や企業倫理の確立に努める。また、コンプライアンス体制の充実･強化を推進するため、社長を委員長とするリスク管理委員会においてコンプライアンスに関連する議題を取り上げて検討し、対応策を講じ、教育、啓蒙等必要な諸活動を推進する。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内相談･報告体制として、「内部通報制度運用規程」に基づく、内部通報制度を整備･運用する。
(2) 業務執行部門から独立した内部監査室は、定期的に内部監査を実施し、その結果を社長に報告するとともに被監査組織へフィードバックする。
(3) 当社は、市民社会の秩序ならびに健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、それらの活動を助長するような行為を行わない。反社会的勢力からの接触や不当要求に対しては、管理部を担当部署とし、不当要求防止責任者を選任のうえ、所轄官庁および関連団体と緊密に連携を図りながら、その排除に努めるとともに、組織全体で毅然とした態度で臨むことを徹底する。
(4) 当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制システムの構築を行う。その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法およびその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備し、運用する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(1) 当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、取締役が「稟議･決裁規程」に基づいて決定した文書など、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および「文書および電磁的記録等管理規程」に基づき、保存･管理する。
(2) 当社は、情報セキュリティに関する基本方針および諸規程の整備ならびにパソコン、データ、ネットワーク等、各種情報のインフラに対して内外からの脅威が発生しないよう、適切な保護対策を実施する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 当社は、リスク管理体制の基礎として「リスク管理基本規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を整備、構築する。
(2) 「リスク管理基本規程」に基づき、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、適切なリスク管理を推進する。
(3) 不測の事態が発生したときは、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損失･被害を最小限にとどめる努力をする。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社は、年度予算を策定し、全社的な目標および各組織の目標を設定すると同時に、予算と実績の対比を原則として毎月一回、取締役会で報告し、以後の活動に反映して効率的な職務執行を目指す。
(2) また、定例の取締役会を毎月一回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行状況の監督などを行う。また、職務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行うために、随時、テーマに関連する取締役および組織長を招集し、意思決定会議を行う。

5．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
(1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、「子会社管理規程」を定め、同規程に基づき当社グループの事業運営を実施するものとし、当社の取締役と子会社の取締役との間で、定期的に会合を行う。また子会社は同規程に定める重要事項について当社の承認を受けるとともに、同規程に定める経営状況、経営指標等の報告を行うものとする。
(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の「リスク管理基本規程」に基づき、子会社のリスク管理体制を構築させ、適宜報告を受けるものとする。
また、子会社において損失リスクが顕在化した場合には、「子会社管理規程」に従い速やかに当社に報告し、当社および当該子会社間で対策を協議･実施することで損失の拡大を防止する。
(3) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、当社グループを対象とした年度予算を策定し、当社グループの目標および各子会社の目標を設定すると同時に、予算と実績の対比を原則として毎月一回、子会社の取締役が参加する組織長会議で報告し、以後の活動に反映して子会社の効率的な職務執行を目指す。
また、職務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行うために、随時、テーマに関連する当社の取締役および子会社の取締役を招集し、意思決定会議を行う。
(4) 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
「ＥＡＪ行動規範」、「コンプライアンス規程」および「内部通報制度運用規程」を当社グループ全体に適用し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備･確立を推進する。
また、当社の内部監査室は、定期的に当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社社長に報告するとともに、被監査子会社にフィードバックすることにより、当社グループ全体のコンプライアンス体制を強化していく。

6．監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
当社は、監査等委員会の職務を補助するため、必要な使用人を配置する。

7．前項の取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の補助使用人は、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
また当該補助使用人の人事異動･人事評価、懲罰等の決定については、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。

8．当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに子会社の取締役および使用人等が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制ならびに当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 当社グループの取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、監査等委員会に報告する。
(2) 当社グループは、監査等委員会への報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループ内に周知徹底する。
(3) 内部監査室は、監査の結果を適時、適切な方法により監査等委員会に報告する。
(4) 内部通報窓口への通報を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止するとともに、通報状況とその処理の状況は定期的に監査

等委員会に報告する。
⑸ 内部通報窓口への通報内容が監査等委員会の職務の執行に必要な範囲に係る場合
および通報者が希望する場合には、速やかに監査等委員会に報告する。

９．監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
　監査等委員が監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

１０．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
⑴ 当社は、さまざまな機会をとらえて、当社グループの取締役、使用人の監査等委員会監査に対する理解を深めさせ、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
⑵ 当社社長は、監査等委員会との定期的な意見交換会を開催し、監査等委員会が意見または情報の交換ができる体制とする。
⑶ 内部監査人は、監査等委員会との連絡会議を定期的にまた必要に応じて開催し、取締役および使用人の業務の適法性、妥当性について監査等委員会が報告を受けられる体制とする
⑷ 当社は、監査等委員会が会計監査人と円滑に連携できる体制づくりに向けて必要な施策を実施する。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「内部統制システムに係る基本方針」において反社会的勢力の排除を掲げており、市民社会の秩序ならびに健全な企業活動に影響を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、それらの活動を助長するような行為を行わないこと、及び反社会的勢力からの接触や不当要求に対しては、管理部を担当部署とし、不当要求防止責任者を選任のうえ、所轄官庁および関連団体と緊密に連携を図りながら、その排除に努めるとともに、組織全体で毅然とした態度で臨むことを徹底することを定めております。
これを受けて当社は「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、反社会的勢力との取引を未然に防止するため、契約書・取引約款等に反社会的勢力を排除するための条項を組み込むこととし、また反社会的勢力からの不当要求やクレームが発生した場合に備えて組織体制や対応要領を定めております。
また、当社は「EAJ行動規範」においても、反社会的勢力に対して毅然とした態度で対処し、あらゆる関係を持たないことを宣言しております。
これらの方針に従い、当社は当社役員・従業員の採用時および新たな取引の開始時には反社会的勢力調査を行うとともに、疑義のある事例があった場合は、必要に応じ外部機関による調査、実地調査及び管理部担当取締役や社長との協議等を実施し対処することとしております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

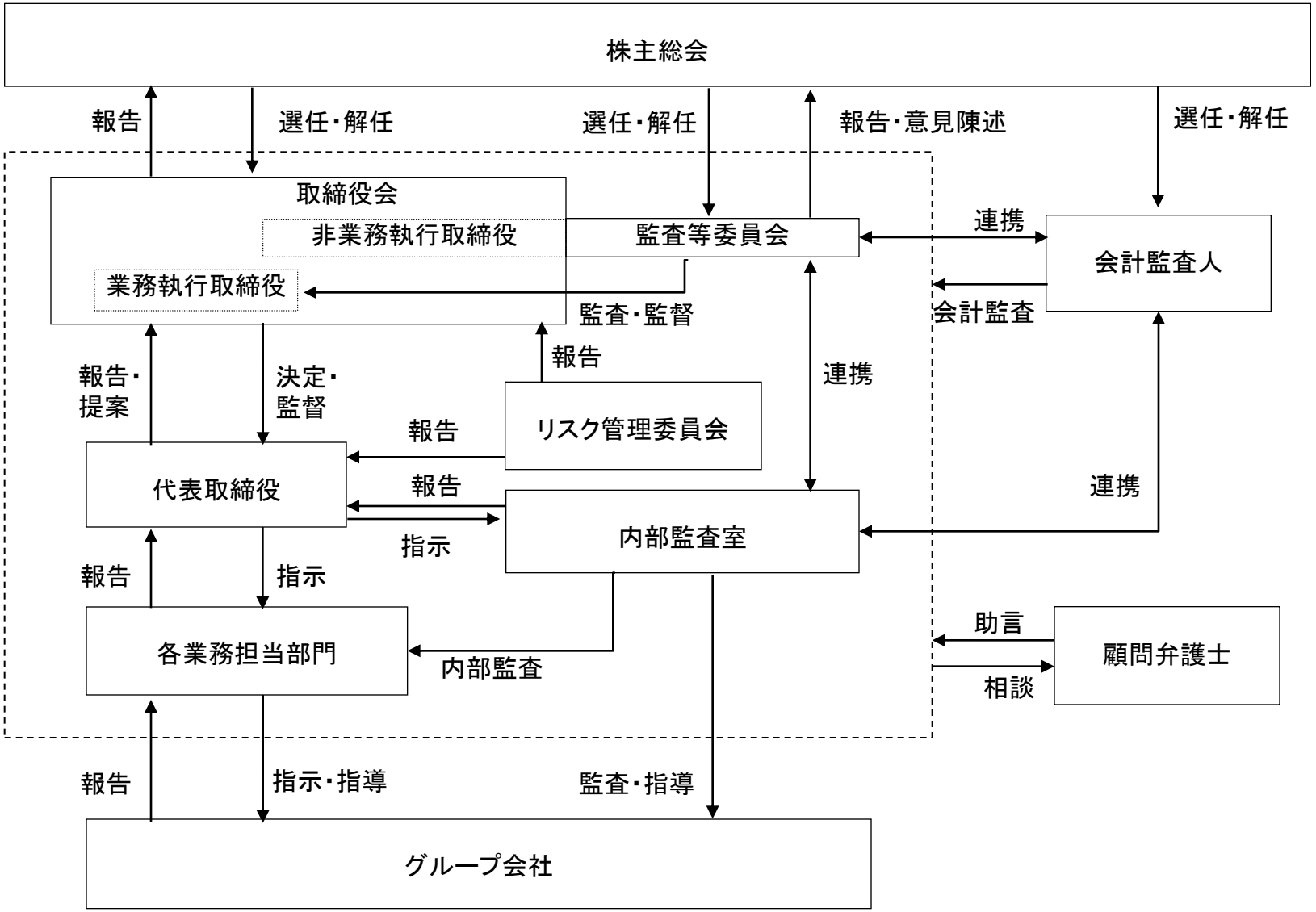
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【コーポレートガバナンスの模式図】



【適時開示体制の概要（模式図）】

